

日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部会報

No.
22

■発行／編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0023 東京都港区芝浦2-2-15-301 キョウエイハイツ田町3階

電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505 E-mail:jashcont@basil.ocn.ne.jp <http://www.jashcon-tokyo.com>

2016/5/15



技術者倫理と安全倫理



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 山口 忠 重

1. 技術者倫理と不祥事

昨年技術者倫理に反する行為による企業不祥事が目につきました。建築物の免震ゴムのデータ改ざん、マンション建設時の杭打ちデータの改ざん、さらに海外では、ディーゼル自動車の排ガス規制のごまかしなどです。なぜ、不祥事に走るのか。生産活動の成果物には、経済性・利便性(品質・納期など)・安全性が求められます。これらは相反関係にあるので、極力良いバランスをとるために、大いなる工夫が求められます。顧客要望に応えられないと、業績低下につながるの、実態を良く見せるために技術者倫理に目をつむり、データ改ざんなどを行い、不祥事に走ります。

2. コンサルタント活動の基盤となる倫理

労働安全・衛生コンサルタントが心得るべき倫理について考えます。

- ① (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会倫理綱領・行動規範；全10条から構成されています。
- ② 安全倫理；上記した生産活動の成果物に求められる経済性・利便性・安全性のバランスの中で、経済性・利便性のバランスは費用対効果を見積もることで合意の実現が比較的容易である場合が多くなりますが、安全性については、個人の価値観、企業の価値観が交錯し、組織に身を置く技術者が大いに悩みます。コンサルタントとして、この課題について、コンサルティングするケースを想定しておくべきだと思います。

3. 安全倫理の理解と対応

安全倫理とは、「法律・基準・安全技術が及ばない部分をカバーし、安全を確保するために必要な規範」という定義が見られます。安全倫理に基づく配慮が求められる場面の例で思いつくものは、

① 胆管がんによる死亡災害

胆管がんの発生の起因物と想定された化学物質について、使用者側は「有機溶剤中毒予防規則の規制対象ではない」というメーカーの説明で「規則の対象ではない＝無害な溶剤で何もしないでよい」と思い込み、許容濃度の21倍に達する劣悪な環境での作業を長年継続しました。私どもがもし当該現場に遭遇していて、指導していなければ、安全倫理欠如を糾弾される実態かと思えます。

② 安全配慮義務の履行：

職場における災害を予見し、回避する努力が安全配慮義務の履行として、強く求められる時代です。法令遵守のみでは不十分で、自主的活動が求められます。この領域のコンサルティングに安全倫理が求められます。

- ③ 「ALARP」の原則の適用；原則は「リスク抑制のための措置については、リスクが広く受容可能な程度となるまで、又はそれ以上のリスク抑制にかかるコストが、実現されるリスクの低下と比較して著しく不相当となるまで実施しなければならない」ですが、具体的に証明するには、リスク抑制のためにさらに何ができるか、これ以上実行可能な抑制策はないかなど踏み込んだ対応及び説明が求められます。安全倫理の領域になります。

4. おわりに

第12次労働災害防止計画の4年目です。支部会員の皆様には友愛の精神で協力し合い、汗と知恵を出し合ってくださいよう期待申し上げます。安全倫理についても、ご配慮方お願いします。



第12次労働災害防止計画「Safe Work TOKYO」4th Stageの推進に向けて



東京労働局労働基準部

安全課長 岩澤 俊輔

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より、事業場の安全衛生についての診断業務をはじめ、研修会の実施など積極的に労働災害防止活動にご尽力いただいておりますことを御礼申し上げます。

また、東京労働局では、「第12次東京労働局労働災害防止計画」（平成25年度～平成29年度）を策定し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに「官民一体」となった取組を進めておりますが、この取組につきましても並々ならぬ支援をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、東京労働局管内の平成27年の労働災害は、死亡災害は67件と前年比7件の減少、休業4日以上の死傷災害は9,376件と同3.9%の減少となりましたが、平成28年に入ってから死亡災害が急増しており、前年を上回る水準で推移しております。

第12次労働災害防止計画では、「死亡災害について53件を下回り、死傷災害について8,000件を下回る」という目標を掲げておりますが、景気の先行きや現状の人手不足感、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた工事やインフラ整備の活発化などを踏まえると、目標達成のためには官民が一体となりこれまで以上に活発な取組が必要です。

労働局では、本年度を「Safe Work TOKYO 4th Stage」と位置づけ、「建設業における墜落・転落災害防止対策」及び「小売業・飲食店・社会福祉施設における転倒災害防止対策」を安全分野における最重点課題として、積極的な取組を進めているところです。

特に小売業・飲食店・社会福祉施設を含む第三次産業における労働災害は、全体の約6割を占め、その割合は年々増加しております。これらの災害の約半数が1ヶ月以上におよぶ休業災害であり、決して軽視できないものです。また、余剰人員が少ない中で、企業の経営にも大きな影響を与えるものとなっております。

第三次産業の労働災害の多くを占めているのは転倒災害や転落災害など人間の行動に起因するものですが、これらの災害は、「経営トップによる安全衛生方針の表明」や「労働者全員が行う私の安全宣言」などにより関係者全員の安全に関する意識を向上させ、危険マップの作成や危険ステッカーの活用による「見える化」を推進することにより、着実に減少させることが可能と考えます。

安全に関して自ら取り組む意識が必ずしも十分とはいえない第三次産業において、安全意識を根付かせ活発な活動を行っていただくためには、皆様方のような外部の専門家による支援が特に有効であると考えております。

貴支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会の中で最大の会員数を擁し、会員の方々のバックグラウンドも、様々な業種の企業において安全衛生関連部門で長年の経験を積んだ方、産業医、歯科医師、保健師など多岐にわたっております。労働安全衛生分野の専門家集団として、第三次産業における労働災害防止活動の活性化についても御活躍いただけるものと期待しておりますので、引き続き切磋琢磨いただき、専門家集団としての存在意義を更に高めていただきたいと思います。

最後に、貴協会支部の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり」の推進



東京労働局労働基準部

健康課長 松田 健慈郎

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

東京労働局では、平成25年度より第12次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、官民一体で災害防止に取り組んでおり、労働衛生対策につきましては、健康確保・職業性疾病対策に取り組むこととしております。

さて、働く人たちの健康をめぐる状況は、東京労働局管内の定期健康診断の結果報告では、「何らかの所見を有する」労働者は、平成27年では51.86%に上っています。

東京都における労働者1人当たりの年間総実労働時間は増減を繰り返しながら増加傾向を示しており、東京労働局における平成26年度の脳・心臓疾患（過労死等）の請求件数は107件で、認定件数は40件となっています。今年度においても労働基準行政の最重点と位置付けて過重労働対策に取り組むこととしており、監督指導等により、医師による面接指導等の実施及び衛生管理体制の整備の徹底を図り、小規模事業場に対しては、東京産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）の活用を勧奨します。

メンタルヘルスを取り巻く現状として、我が国の自殺者数は、減少傾向を示しているものの、東京労働局における平成26年度の精神障害等の労災請求件数は253件で、認定件数は91件となっております。引き続き「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づく対策について、経営トップ等が基本方針を表明することにより、先頭に立って取り組むよう指導・要請していくこととしています。また、改正労働安全衛生法に基づき創設されたストレスチェック制度につきましては、昨年12月1日から施行されていることから周知・徹底を図ります。

業務上疾病による休業4日以上死傷者数は、平成14年から増加傾向を示していましたが、平成26年は813人と前年に比べ若干減少しました。しかし、その内「災害性腰痛」が約6割を占めていることから、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛対策を積極的に進めていく必要があります。

化学物質による健康障害防止対策は、今年度も労働衛生分野での最重点と位置付け、化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導等を実施し、化学物質取扱い事業場における労働者の健康障害防止を進めています。

平成28年度は、4年度目（4th Stage）となり、これらの重要課題への取組につきまして、一層のご協力をいただけますようお願いいたします。

平成27年度活動状況

企画委員会



企画委員会委員長 中河原 一 秀

1. 南関東ブロック会議の準備と実施

労働安全衛生コンサルタント会の埼玉・千葉・東京・神奈川の4支部による南関東ブロック会議は毎年1回開催されており、第18回目となった平成27年度は東京支部が幹事となり、9月17日に開催されました。当支部では企画委員会が中心となって、会場確保、議題立案、資料準備など計画から実施までを執り行いました。資料準備では、各支部の平成27年度の通常総会議案書(平成26年度実績と平成27年度計画などを含む)の交換、それに関する支部相互間の質問とそれに対する回答の収集、及び各支部懸案事項の収集を行い、会議資料を作成配布しました。会議の概要報告は別記を参照

ください。

2. コンサルタント会全国支部による業務実績の東京展開

平成26年度に全国支部のコンサルタントが各地域で行った安全衛生診断などの業務実績を参考にして、東京地区の類似顧客を数団体選び、安全衛生診断や講習の勧誘を行いました。結果は、コンサルタントの支援を必要としていない(他の機関の支援を得ている又は組織内でこなしている)、又は必要が生ずれば連絡するなどの回答で、すぐには当支部の業務に結びつきませんでした。

事業委員会



事業委員会委員長 林 正 泰

27年度の課題は、「労働安全衛生コンサルタントの知名度の向上」でした。この実現を図るため次の3つの課題を活動計画にしました。

1. 労働基準監督署、労働基準協会との交流の強化

コンサルタント会は労働基準監督署、労働基準協会には多大なご理解・ご協力をいただいています。コンサルタントの知名度向上を図るために監督署、基準協会が主催される安全衛生関係の会合に参加させていただき、コンサルタントのPRに取り組みしました。

27年度の実施は少なかったものの相談コーナーを設け、短時間ではありましたがコンサルタントのPRをさせていただき、コンサルタントに頼むとどのようなことをやってもらえるかを話させていただきました。28年度もこのような機会を作っていただけのようにお願いし、コンサルタントの知名度向上を図って行きます。

2. コンサルタント会リーフレットの配布

労働安全衛生コンサルタント制度は始まって以

来30年余りが経ちますが、まだコンサルタントについてご存知ない方も少なくありません。コンサルタント会本部では毎年リーフレットを発行しており、これを見れば業務の概要が分かり、ホームページのアドレスも知ることが出来ます。出来るだけ多くの方に見ていただくために協力していただける団体を中心に配布活動を行いました。28年度もこの活動を続けて行きます。

3. 支部ホームページの充実

支部ホームページは予想以上に多くの方が見ておられます。労働安全衛生コンサルタントについて知りたい方は、まずはインターネットで調べていると思います。問題は事業場の安全衛生水準の向上を求めておられる方のニーズに合致した情報提供が出来ていたかどうかです。守秘義務の問題もありますが、コンサルタントに業務を依頼したいと考えておられる方にとってお役に立てるように、ホームページ充実を目指します。

広報委員会



広報委員会委員長 高野 忠 邦

東京支部広報委員会は支部広報誌の発行、支部ホームページの更新管理および2ヶ月に一回行われる理事会議事録等の整備を行い、支部会員への情報提供と可能な技術情報の共有化を進めています。

主な内容は

1. 広報誌の発行

(1) 東京支部会報誌は年に1度発行しています。

平成27年度については、前年度同様紙面16ページ8,000部を発行し、顧客や関係団体に配布し、労働安全衛生に関する活動状況並びに官民

合わせたご相談・ご支援が出来る内容を掲載しています。5月下旬に発行し、6月より配布致しました。

2. ホームページの更新

(1) ホームページの更新は時季に応じて、東京労働局指導の夏は熱中症対策、冬季は積雪による滑り・転倒対策や、東京支部定例総会状況、年数回開催される労働安全衛生研修会の内容状況、および安全衛生百話、支部規定変更等を月に1度以上は更新掲載しています。ホームページの作成・更新について技法伝承の研究委員会も発足しています。

3. 理事会議事録の公開

(1) 支部の業務運営は通常、理事会で決議され運営されていますが、その議事録を整理しイントラネット Alrit に掲載する事務局への補完業務を行っています。議事録の内容は業務部会員の動向、営業と業務受注の成果など可能な限り情報提供と情報の共有化に努めています。

4. お知らせと情報提供

(1) ご支援業務を頂いている顧客へのお知らせなどの広報と、業務部会員約110名への情報提供と技術情報の共有化を目指す活動をしています。

研修委員会



研修委員会委員長 市川 英一

平成27年度は第12次労働災害防止計画の3年目にあたり一層の労働災害防止に向けて働きかけが行われました。受動喫煙防止については努力義務になったものの平成27年6月以降、事業場の実情に応じた適切な措置をすることになり、新たな方向に向かってスタートしました。

化学物質のリスクアセスメント（RA）は640物質について今年6月から実施が義務化となることから、労働局担当官からその概要を説明いただく機会をもちましたが、28年度は化学物質のリスクアセスメントが実施可能となるような研修会の開催を考えています。一方、メンタルヘルス不全の防止に向け、

ストレスチェックの実施が平成27年12月から義務化となりましたが、まだ事業場ではどのように対応するのか横にらみの状態にあり、今年11月までに実施をする事業場が多いとのことから現場の課題と対応について研修会を開催しました。

労働災害のないより快適な職場形成に向けて、研修委員会は、各人の自己研さんを支援するため、幅広いテーマをあげるよう努めました。

平成27年度は前年と同様に下記の通り年5回の研修会を開催いたしました。

回	開催日	会 場	研修テーマ	講 師（敬称略）
1	H27.6.25	学士会館	今年度の労働安全行政の動向について	丸山 太一 東京労働局 安全課長
			今年度の労働健康行政の動向について	神山 周一 東京労働局 健康課長
			転倒はなぜ起きる	労働安全コンサルタント 本橋 秀一
2	H27.9.19	東京産業保健 総合支援センター	労働安全衛生規則改正について	東京労働局安全課 産業安全専門官 飯塚 直樹
			仏教の安心（あんじん）	無量寿山光明寺 裏千家茶道講師 中嶋 保廣
3	H28.3.25	東京産業保健 総合支援センター	特化則改正・化学物質リスクアセスメントについて	東京労働局健康課 労働衛生専門官 武智 正文
			ストレスチェック制度導入後の現場の課題と対応	労働衛生コンサルタント 大神 あゆみ
4	H28.5.29	支部事務所	新入会員研修会	支部役員・専門委員会
5	H28.6.6	東京産業保健 総合支援センター	平成27年度厚労省委託事業について（4事業）	講師未定 委託事業コーディネーターを予定
			平成27年度安特・衛特事業について（2件）	講師未定

仏教の安心

光明寺僧徒
中嶋 保廣

仏教は仏である釈迦牟尼仏（前5世紀頃）の教えです。その神髄は、「いろは歌」にある通りです。

いろ（色）はにほ（匂）へど ち（散）りぬる
を わがよ（世）たれ（誰）ぞ つね（常）ならむ
うひ（有為）のおくやま（奥山）けふ（今日）こ（越）えて あさ（浅）きゆめ（夢）みし（じ）え（酔）ひもせず

大意は、形あるものは散りゆく、永遠に続く命などない。この苦の娑婆をやっと超えてみると、浅い夢も見ないし酔いもしない、本当のことがみえた。悟りを開いてみるとこの世は夢幻であり酔って生きているようなものであった。聖徳太子の言葉で言えば「世間虚仮唯仏是真」です。放浪の禅僧俳人である山頭火の「分け入っても分け入っても青い山」はこの道を求め続けた壮絶な心の叫びと思っています。

仏教の目的はこのようにはっきりしています。迷いの世界を超え、真理を体得することにより、涅槃（煩惱の火が吹き消された状態の安らぎ）を得ることです。こういう心の状態が「安心」です。

では仏教のいう真理とはどのようなものなのでしょうか。

私たちの願いは、「常・楽・我・浄」です。つまり、私中心に、不浄なものは避けて、常に変わらずいつまでも楽しいことが続きますように、という二元論の物差しです。

仏教の物差しではこれらはすべて否定されます。この世の私たちが目にする現象の一切は「縁起」によるということが先ず説かれます。「縁起」とはすべての現象は原因や条件で起こることです。はなからそう決まっているのではなく、神がそうしたのではなく、偶然そうなったのでもないのです。そのうえで、「常」は「諸行無常」、「楽」は「一切皆苦」、「我」は「諸法無我」、「浄」は「不垢不浄」と説きます。

原因や条件は時々刻々変化しているのですべての現象はとどまるところなく常ならずです、（無

常）。常ならずであるがゆえに不滅に本質的なものはみえません（本当にあるかないかはわかりません）、（無我）。「空」ともいいます。従って、多少の幸福や快樂があるとしても、それらは相対的、一時的なものに過ぎない。結局この世は、一切皆苦であるという考えです。人間は元来煩惱まみれの不浄です、その人間が自分の物差しで浄不浄と分けるわけです。仏から見れば不垢不浄になります。

仏の物差しに気づく、頷くことで得られる、不動心、金剛心等ともいわれる「安心」の境地とはどのようなもののでしょうか。先達の歌を引いてみます。

なにごとみ ないつわりの 世なりけり
死ぬるといふも まことならねば
一休

捨てし身を いかにと問わば 久方の
雨降らば降れ 風吹かば吹け
良寛

ともかくも あなたまかせの 年の暮れ
一茶

（ここでのあなたは、阿弥陀如来です）

雲を出でて 我にともなふ 冬の月

風や身にしむ 雪やつめたき

明恵上人

（月よ寒くないかと月も命あるものです）

さて「安心」を得る道に、自らの力で到達する道と自力を捨て阿弥陀仏に救われる道とがあるといわれます。

私の拙い体験で言えば何れの場合でも、まず自己を習うことから始まると思っています。私はどうしようもない悪人であり、何でもない人間であることを自省することです。そして自己を忘れる、或はおまかせすることで無分別の智慧を得なさいということのようです。有難うございました 合掌

城東北地区業務部会 部会長 市川 英一

城東北地区業務部会は下記のように開催しました。毎回、初めの15分間は、理事会並びに委員会報告、研修会を行った。

回	月 日	場 所	出席者数	内 容
1	27年8月27日		8	納涼会を兼ね理事会報告及び情報交換
2	28年1月11日	北とびあ会議室	14	市川から「化学物質のリスクアセスメントⅠ」 化学物質RAの努力義務から義務化、化学物質RA指針の概要、コントロールバンディング等についてプレゼン資料を用いて説明を行った。
3	28年3月12日	北とびあ会議室	9	市川から「化学物質のリスクアセスメントⅡ」 法改正の概要、化学物質の表示（ラベル）の改正の概要、SDSの事例等についてプレゼン資料を用いて説明を行った。
4	28年5月予定	未定		

城南地区業務部会 部会長 中河原 一秀

部会開催日	参加人数	議 事	研修題目	研修講師
2015.06.03	10	1. 第105回理事会 (2015.05.29)の報告 2. 管内の労働基準監督署、労働基準協会が開催する安全週間説明会 (6月)でのコンサルタント会のPRについての状況報告	事業継続に関する安全衛生及びリスクアセスメント	岡 四郎
2015.08.04	13	第106回理事会 (2015.07.29)の報告	高圧ガス安全管理—ガス溶接・溶断作業の安全	中井 知章
2015.10.01	13	第107回理事会 (2015.09.28)の報告	改正高圧則と潜水業務に関する考察	岡部 勝信
2015.12.09	14	第108回理事会 (2015.11.16)の報告	飲食店の労災を防ごう(平成26年度厚労省受託業務まとめ)	本橋 秀一郎
2016.02.09	12	第109回理事会 (2016.01.25)の報告	1. 足場法令改正による足場点検の実施者とその内容 2. PCの操作についての解説(PP、エクセル等)	鈴木 信義
2016.04.15		第110回理事会 (2016.03.30)の報告	粉じん爆発	荷福 正治

城西地区業務部会 部会長 林 正泰

城西地区業務部会員は原則として上野・渋谷・新宿労働基準監督署の管内に事務所のあるものと定められております。

会員数は安全9、衛生11、共有3、計23名が在籍しています。他の地区業務部会と同様2ヶ月に1回2時間程度の月例会を開催、情報交換と会員による研究発表が行われています。

会員の安全衛生活動は、通常1人あるいは2人で行われていますが、同じ城西の会員と共に仕事をするとは少ないので、2ヶ月に1回集まり情報交換することは大きな意味があります。

また城西地区業務部会では定例会のほかに、年1回見学会を行っています。平成26年は大多摩ハム(株)、平成27年は造幣局東京支局を見学しました。他の業務部会の会員にも参加していただき、見学が終わったあとは必ず懇親会を行っています。楽しい催しです。

城西の悩みは会員の高齢化です。例会出席者数の減少のほか、部会から役員を選出するときにも支障をきたすようになりました。高齢化は避けられませんがお互いに知恵を出し合い、何とか部会の活性化を図って行きたいと思っております。

多摩地区業務部会 部会長 鈴木 信生

多摩地区部会は、19名（共有3名、安全13名、衛生4名）で構成し、主に以下の活動を行っています。

1. 定例会（偶数月第一土曜日）

1) 研究・活動事例発表及び意見交換

今までに培った研究成果、経験、活動などを毎回1名が発表し、それらに関する意見交換を行うことで、会員が知識の巾を広げ、スキルの向上を図っています。

2) 情報の共有化

支部理事会等で提供された情報をできるだけ共有化することで、会員の業務推進の円滑化を図っています。

3) 支援業務状況報告（安特事業場支援、厚労省受託事業等）

各種業務において苦労している点や工夫している点などについて意見交換することにより、顧客の実情に適した無理のない指導ができるよう取り組んでいます。特に安特・衛特事業場支援業務については、多摩地区では以前から高い成約率を維持し、顧客の改善活動の推進を支援しています。

2. コンサルタント会のPR活動

多摩地区5つの監督署、基準協会に対して担当者を定めて定期的に訪問し、活動状況の説明やリーフレットを置かせて頂くことで、コンサルタント会の知名度向上に努めています。また、監督署の皆様と定期的にお話しさせて頂くことにより、信頼度も増すと考えています。

3. 外部研修会（秋季に1回）

見学可能な安全衛生に関する研究所、施設、工場などを訪問し、安全衛生管理の知見を深めています。前回は食品工場の安全衛生管理の実情について学びました。

4. 会員間のコミュニケーション向上

夏冬に懇親会を行い、会員間の親睦を深めながら定例会だけでは得られない貴重な情報交換も行っています。これらの活動を通じて、顧客満足度を更に高めるサービスを提供できるよう積極的に取り組んでいます。

足場・外構安全点検プロジェクト チームの活動報告



プロジェクトチームリーダー 鈴木 信義

当支部業務部会の中には「足場・外構安全点検プロジェクトチーム」という業務組織があり、その活動状況を紹介いたします。

チームの発足はH19年に都内某住宅供給会社（発注者）からの緊急要請で仮設足場の実態調査を行ったことが始まりです。調査結果を受け、発注者が発注工事に付したの『工事対象全棟について足場の点検を“組立中、使用中、解体中”の3回、施工に係らない外部第3者へ依頼すること。』という画期的、且つ英断的な仕様です。翌H21年4月には点検実績が現場安全に早々功を奏したということが発注者から認められ、理事長名にて「優れた技術と誠意をもって、最重要課題である工事現場の安全管理の徹底に大きく貢献した」（要旨抜粋）との感謝状を頂きました。その後、点検対象は住宅外構工事にまで広がりました。本格的に活動を開始して6年を経過しましたが、依頼を受けた元請企業は250社を超えました。点検実績では、ここ5年間を集計しますと下記のようになります。

足場点検：287件、1848棟、点検回数1186回

外構点検：151件、396回

点検内容としては、外構関係は、元請けとしての統括管理体制状況、住民等に対する第三者災害防止状況、重機作業、電動工具状態や作業行動など、いわゆる特定元方事業者としての網羅的な内容です。足場関係は基本的に足場に特化した点検内容となっています。足場の計画状況、組立等作業手順書内容、資格者従事状況、実際の組立状況、作業行動などです。業務の性格から見ますと、本来は“点検”ですから、現場立会い時点での“良・悪”を“○・×”すればよいわけですが、“安全コンサルタントのお節介魂”が許さず、状況に応じて改善に向けた“指導的”点検を全員が言わずもがな、心掛けて行っています。その結果は元請から「点検以上のことが得られた」という声に代表され、多くのリピーターを得ています。…もちろん、「厳しすぎる」と離れてゆく会社もあります。

以上の活動報告事例のように、発注者の理解と注文者・事業者の積極的参画および安全コンサルタントの支援が広がる事で、相乗効果として今後の労働災害防止に大いに貢献できるものと考えています。

ブロック会議報告



企画委員会委員長 中河原 一秀

埼玉・千葉・東京・神奈川の4支部による南関東ブロック会議は毎年1回開かれており、第18回目となった平成27年度は東京支部が幹事となって開催されました。概要を以下に報告します。

1. 日時、場所：平成27年9月17日（木）、ホテル JAL シティー田町
2. 出席者：合計30名（本部2名、埼玉支部4名、千葉支部5名、東京支部13名、神奈川支部6名）
3. 主な議事題目

（1）本部・各支部説明

- ・平成27年度通常総会議案書に基づく26年度事業実績概要、27年度事業計画の説明
- ・上記に関して各支部から本部及び他支部に予め出された質問への回答説明
- ・質疑応答

（2）各支部の懸案事項の説明と質疑応答

4. 議事における特記事項

（1）本部説明

- ・厚生労働省からの受託業務の支部への紹介時期について行政と調整し早めるよう努力中です。
- ・安全衛生管理指定特別指導事業場へのコンサルタント活用の勧奨を行政に一層要望しています。

（2）各支部説明

- ・支部独自のホームページやパンフレットにより、不特定顧客へのPRに注力しています。
- ・県や都の労働局を通じて安全衛生管理指定特別指導事業場によるコンサルタント活用を働きかけていますが、その過程が労働局ごとに少し異なっているとの情報を共有しました。
- ・懸案事項としてコンサルタント業務の拡大と、業務を担う新規会員の確保・養成をあげています。

- （3）東京支部が引き合いを受けた某社の危険体感教育センターの講師及び資料作成業務について、本ブロック内の他支部にも応援を依頼し了承されました。

受動喫煙

受動喫煙防止対策に係る相談支援業務



コーディネーター 田中 通洋

平成27年度の受動喫煙防止対策の委託事業については、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が受託し、当支部においても、「説明会業務(東京支部主催説明会)」、ならびに「基準協会等との合同会合における説明業務(合同説明会)」の2業務を実施致しました。

1. 東京支部主催説明会

- (1) 日時 平成27年11月2日(月) 13:30~16:00
- (2) 場所 仏教伝道センタービル 8F「和」
- (3) 内容

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室測定技術係長・蓮見由佳様をお迎えし「支援制度等の行政の取り組み」についてご講演頂くと共に、「健康への有害性」、「施設整備等」、「対策の好事例」などの講義を坂崎、田中が担当。

- (4) 参加者 64名

参加者を募るにあたっては、東京労働局のご協力を仰ぎ、特に参加をお願いしたい業種(宿泊業、飲食業など)に絞ってDMを1,200通発送致しました。また、東基連様におかれましては、機関誌送付時に当説明会の案内文を同封して頂き、さらに

管内のHPを有する各基準協会様(10協会)におかれましては、案内文をHPに掲載して頂きました。改めて御礼申し上げます。

2. 合同説明会

- (1) 実施回数 7回(新宿×2回、上野、向島、八王子、青梅、東基連各1回ずつ実施)
- (2) 労働衛生週間説明会等のカリキュラム中の一コマとして、ポイントを絞った説明を約30分程度それぞれ行いました。

3. まとめ

平成27年5月15日に、「職場の受動喫煙対策の実施について」の新たな通達(基安発0515第1号)が公表されました。この中で、効果的な受動喫煙防止対策手法として新たに「喫煙可能区域を設定した上で適切な換気を行う方法」が取り上げられ、宿泊業、飲食店に限っては、この方法で一定の基準を満たせば助成が受けられることとなりました。受動喫煙防止対策に係るコンサルティング業務の需要は、さらに増えていくことでしょう。

社会福祉施設

社会福祉施設災害防止受託業務について



労働安全コンサルタント 山本 孝

1. 受託業務概要

業務期間は平成27年10月中旬から平成28年1月末まででした。業務内容は、診断先の社会福祉施設に対して診断の事前了解を得た上で、コンサルタント会本部で作成した「安全衛生診断のチェックリスト」(社会福祉施設用)を用いて労働安全衛生に関する診断並びに改善提案を行うものです。業務参画者は、坂崎洋雄(衛生)、鈴木清(安全)、高野忠邦(安全)、中井知章(安全)、中村健一(安全)、前川謹治(安全・衛生)、山本の7名でした。本部より59施設が記載された診断対象事業場のリストが示され、この中から東京支部として26施設以上の診断を行うことが求められました。主な施設種別は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、訪問介護事業所などでした。

2. 診断対象事業場

最初の作業として、リストにある59施設に対して、本部及び支部で準備された診断申し込み依頼の手紙を郵送いたしました。しかし診断依頼の申し込みが12施設に止まり、予定より14施設が不足してしまいましたので、申し込み依頼のない施設に対して、7名が手分けして電話^{はかばか}などで診断の要請を行いました。しかし捗々しい成果は得られませんでしたので、リスト以外の施設を各診断員が探したり、支部の支援を得たりしながら、求められていた診断件数を何とか確保することが出来ました。

3. 診断を辞退する施設の状況

紹介などがない施設に対し「飛び込み」で診断依頼の要請をしても、断られるケースがほとんどでした。「無料診断」といっても診断される側としては魅

力は少ないようでした。施設側は、利用者に対する介護事故には敏感ですが、労働災害への関心は低調に感じられました。

4. 労働災害防止の課題

社会福祉施設における労働災害は近年、絶対数、年千人率とも増加傾向にあります。社会福祉施設の労働力確保が喫緊の課題となっている中で、介護作業者が腰痛などの労働災害で職場を離れ、労働力不足に拍車をかけることがないようにして行かなければなりません。

しかし現実には、介護業務の中で「職業病」のように言われている腰痛を発生させないために、「人力による人の抱え上げをしない」ノー・リフト原則が叫ばれていますが、それを実現するためのスライディングボードやリフトなどの福祉用具の使用は一般的にまだ大変少ないのが現状です。

飲食店

飲食業の災害防止受託業務について



労働安全コンサルタント 山口 忠重

1. 業務受託からアプローチまで

東京支部には36店という全国最多の診断数目標が示されました。本部で選定された事業場に個別に電話等で診断依頼を行いました。目標数を達成できず、途中からは飲食店の本社部門にコンタクトして交渉する手法に変えました。その結果、店舗数が37店と目標を超えることができ、今後のアプローチ法の参考になると思います。

2. 診断結果について

(1) 労働災害

事故の型別では、休業1日以上労働災害22件中転倒災害は10件で45%、不休業災害を含む全災害92件中転倒災害は24件で全体の26%、腰痛災害はゼロという結果でした。転倒災害24件の内訳は、不休業災害が14件で15%、休業1日以上は10件で11%という結果でした。腰痛がゼロというのは少し驚きです。

(2) 管理体制

衛生管理者は殆どの事業場で選任され、話し合いの場の設置、雇入れ時教育も実施されていました。安全推進者の選任は殆どなされていませんでしたが、必要性を説明するとほとんどの事業場で同意していただきました。ガイドラインだけでは、現場は動かないことが判明し、選任の義務化など行政にもお願いしていく必要性を感じました。

(3) 災害防止対策

転倒防止対策としては、耐滑性安全靴は殆どの事業場で支給されています。滑りの原因になる水気、油気についても、良く配慮しているようです。しかしつまずきの原因になる床面の凹凸については、入居先の大家さんに申し入れても直ちに改善にはつながらない場合もあり、苦労されていました。

(4) 「見える化」としてのステッカー

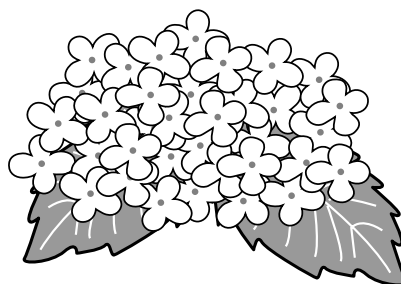
今回の診断では「見える化」の浸透を活動のねらいの一つにしました。各事業場とも全体的には「見える化」に役立つステッカー等が不足しているという感じを受け、厚労省本部のHPからダウンロードできる各種ステッカーの活用を今後ともPRすることが必要と感じました。

(5) 危険予知活動について

危険予知活動は殆ど実施されず、ヒヤリハット活動は約30%で実施中。朝礼等での口頭注意が主流でした。

3. 今後の取組について

飲食店業界、小売業界など労働災害が増加傾向のある第三次産業には今後とも、積極的なコンタクトが必要です。出先の店舗ではなく本社部門とのコンタクトを優先して、内部に入り込むやり方が良いと思います。首都東京に位置する東京支部の役割でもあると思いました。



支部活動記録（平成27年4月～平成28年3月）

番号	月 日	項 目	場 所
1	4月8日(水)	安全管理特別指導・衛生管理特別指導事業場指定説明会	東京労働局
2	5月28日(木)	会計監査	支部会議室
3	5月29日(金)	第105回理事会	東京産業保健総合支援センター
4	6月1日～30日	労働安全衛生コンサルタント制度推進月間	
5	6月25日(木)	27年度第1回支部研修会 「平成27年度労働安全行政の動向」 東京労働局労働基準部安全課長 丸山 太一 氏 「平成27年度労働衛生行政の動向」 東京労働局労働基準部健康課長 神山 周二 氏 「転倒災害防止の取り組み」 労働安全コンサルタント 本橋 秀一郎 会員	学士会館
6	6月25日(木)	27年度通常総会並びに交流会	学士会館
7	7月2日(木)	第12回東京産業安全衛生大会	一ツ橋ホール
8	7月29日(水)	第106回理事会	東京産業保健総合支援センター
9	9月17日(木)	南関東ブロック会議 出席13名	ホテルJALシティー田町
10	9月28日(月)	第107回理事会	東京産業保健総合支援センター
11	10月2日(金)	27年度第2回支部研修会	東京産業保健総合支援センター
12	11月16日(月)	第108回理事会	東京産業保健総合支援センター
13	11月25日(水)	産業保健フォーラムin Tokyo 2015	ティアラ江東
14	1月25日(月)	第109回理事会	東京産業保健総合支援センター
15	3月25日(金)	27年度第3回支部研修会	東京産業保健総合支援センター
16	3月30日(水)	第110回理事会	東京産業保健総合支援センター

編集後記

今回の会報の発行は、前年よりもスムーズに進みました。これは、寄稿者皆様のご協力の他、昨年の会報発行後に作成した、「会報誌の作成マニュアル」によるところも大です。

合理的に会報の発行を行うには、誰が、何を、いつ、どの様に進めるのが良いのか、今後のために纏めておこうとしたもので、その内容は、原稿の形式統一、各担当者の役割と作業内容、スケジュール等です。

あまり意識はしていませんでしたが、今思うと、まさに作業手順書に通じます。さすが、労働安全衛生コンサルタントの集団だと、感心しております。翻って、作業手順書の効果と重要性への認識を、新たにしております。

編集委員：高野、林（久）、山崎、川田、浦山

改訂 13 版 安全衛生法令早見表

B5 判／284 頁 定価 2,160 円(税込)

労働調査会 出版局 編



とかく「複雑で分かりにくい」と言われる安全衛生関係の諸規制を項目別に整理し、「ひと目で分かる一覧表」に編集。平成25年4月以来となる改訂13版では、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法の内容を追加した。原則として、平成27年7月2日現在の労働安全衛生法令に対応。安全衛生委員会の資料としても最適。

産業保健ハンドブック 3

改訂写真で見る職場巡視のポイント

A5 判／120 頁 定価 864 円(税込)

森 晃爾 編



産業保健活動において、もっとも重要な業務である職場巡視。しかし、巡視ではどのような視点・留意点が求められ、どのように改善に結び付けていけばよいのか。これらの問題を、テーマ別に解説。新たに 3 テーマ追加した充実の一冊。現場ですぐに活用できるチェックボックス付。

労働安全衛生法実務便覧 【改訂 17 版】

A6 判／634 頁 定価 1,901 円(税込)

労働調査会 出版局 編



平成 27 年 9 月 1 日現在の労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行令の全条文を収録。主な改正点は、次のとおり
○労働安全衛生法施行令の改正 (H27・8・12 公布⇒H27・11・1 施行)

名称等を表示すべき危険物および有害物の追加(ナフタレンなど)

労働安全衛生規則実務便覧 【改訂 16 版】

A6 判／746 頁 定価 1,901 円(税込)

労働調査会 出版局 編



平成27年9月1日現在の労働安全衛生規則の全条文を収録。
主な改正点は、次の通り。
○ストレスチェック制度の創設 (H27・4・15 公布⇒H27・12・1 施行)

ストレスチェック制度に関する産業医の職務の規定、衛生委員会等の付議事項、心理的な負担の程度を把握するための検査に関する実施方法、実施者等の規定など。

コード	書 籍 名	特別価格 (税込)	送料	注文数
301516	改訂 13 版 安全衛生法令早見表	¥1,944	¥216	冊
301142	産業保健ハンドブック 3 改訂写真で見る職場巡視のポイント	¥778	¥216	冊
301514	労働安全衛生法実務便覧 【改訂 17 版】(緑)	¥1,711	¥463	冊
301515	労働安全衛生規則実務便覧 【改訂 16 版】(赤)	¥1,711	¥463	冊

- ◆ご注文品は、発注日から約 5 ～ 6 営業日後の納品となります。ご注文品は、労働調査会より請求書・郵便振替用紙を同封して発送いたします。
- ◆記載の送料は 1 冊あたりの梱包発送料金です。合計 2 冊以上のご注文の場合は、重量等により実費をご請求させていただきます。
- ◆落丁・乱丁等不良品はお取り替えいたしますが、お客様の都合による返品は受け付けられませんのでご了承願います。
- ◆弊社発行の他の図書をご注文ご希望の方は、余白にご記入下さい。
- ◆ご注文を頂いた方の個人情報は、注文品のお届け及び代金のご請求、弊社の図書及び定期誌刊行物のご案内をするためにのみ使用いたします。

注文日: 2016 年 月 日			
ご住所 Tel/Fax	〒		
	TEL () - FAX () -		
ご社名 部署名			ご芳名

お問合せ(発行・販売元): 労働調査会 東京支社(担当者/田尻)

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-4-5 調査会ビル 5F Tel(03)6858-3401 FAX(03)6858-3402 <http://www.chosakai.co.jp/>

☆ご注文は FAX でお願いします☆

FAX:



0120-801-811

働くルールの情報発信基地、**No. 1**を目指します。

労働新聞

60年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

安全スタッフ

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

労経ファイル

労働経済資料・各種審議会情報や労働法令の速報資料誌

安全衛生ノート

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

安全対策の決め手

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

労働新聞社

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL : 03-3956-3151 FAX : 03-3956-1611

労働新聞社

検索

ウェブサイト
リニューアル
OPEN!

!!!

**人事労務・安全情報の
最新トレンドを提供!!**

他にない
豊富な
ニュース

現場目線の
厳選コラム

楽しく学べる
動画コーナー

スマートフォンにも対応



オリジナル記事が満載です!!

- ▶労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセー」



研修に使える動画を配信!!

- ▶弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶専門家による腰痛予防体操の「実践講座」

(公社)東京労働基準協会連合会講習会のご案内

(平成28年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日	4日(月)		8/29(月)		7日(月)	
		実技 1日	8日(金)		2日(金)		11日(金)	
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	4日(月)	1日(月)	8/29(月)	3日(月)	7日(月)	6日(火)
		実技 3日	5日(火)～7日(木) 9日(土)10日(日)16日(土)	2日(火)～4日(木)	8/30(火)～1日(木) 3日(土)4日(日)10日(土)	4日(火)～6日(木) 8日(土)9日(日)15日(土)	8日(火)～10日(木) 12日(土)13日(日)19日(土)	7日(水)～9日(金)
	玉掛け	学科 2日	25日(月)～26日(火)	22日(月)～23日(火)	26日(月)～27日(火)	24日(月)～25日(火)	24日(木)～25日(金)	19日(月)～20日(火)
		実技 1日	27日(水)/28日(木)/29日(金)	24日(水)/25日(木)/26日(金)	28日(水)/29日(木)/30日(金)	26日(水)/27日(木)/28日(金)	28日(月)/29日(火)/30日(水)	21日(水)/22日(木)/26日(月)
	ガス溶接	学科 1日	4日(月)	1日(月)	1日(木)	3日(月)	1日(火)	1日(木)
		実技 1日	5日(火)	2日(火)	2日(金)	4日(火)	2日(水)	2日(金)
	小型移動式クレーン	学科 2日	11日(月)～12日(火)		5日(月)～6日(火)		10/31(月)～1日(火)	
		実技 1日	13日(水)/14日(木)		7日(水)/8日(木)		2日(水)/4日(金)	
	床上操作式クレーン	学科 2日		16日(火)～17日(水)		11日(火)～12日(水)		12日(月)～13日(火)
		実技 1日		18日(木)/19日(金)/22日(月)		13日(木)/14日(金)/17日(月)		14日(水)/15日(木)/16日(金)
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	19日(火)		12日(月)		14日(月)	
		実技 1日	20日(水)/21日(木)/22日(金)		13日(火)/14日(水)/15日(木)		15日(火)/16日(水)/17日(木)	
	プレス機械	学科 2日			7日(水)～8日(木)			
	乾燥設備	学科 2日		4日(木)～5日(金)			1日(火)～2日(水)	
	はい作業	学科 2日		1日(月)～2日(火)		26日(水)～27日(木)		7日(水)～8日(木)
	木工機械	学科 2日				27日(木)～28日(金)		
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	12日(火)～13日(水)	23日(火)～24日(水)	12日(月)～13日(火)	11日(火)～12日(水)	15日(火)～16日(水)	13日(火)～14日(水)
		実技 1日	14日(木)/15日(金)	25日(木)/26日(金)	14日(水)/15日(木)	13日(木)/14日(金)	17日(木)/18日(金)	15日(木)/16日(金)
	有機溶剤	学科 2日	7日(木)～8日(金) 25日(月)～26日(火)	16日(火)～17日(水)	1日(木)～2日(金) 20日(火)～21日(水)	3日(月)～4日(火) 17日(月)～18日(火)	7日(月)～8日(火) 24日(木)～25日(金)	12日(月)～13日(火)
	特化・四アルキル鉛	学科 2日	4日(月)～5日(火) 19日(火)～20日(水)	4日(木)～5日(金) 29日(月)～30日(火)	20日(火)～21日(水)	6日(木)～7日(金) 24日(月)～25日(火)	10日(木)～11日(金)	5日(月)～6日(火) 21日(水)～22日(木)
	石綿	学科 2日	21日(木)～22日(金)	18日(木)～19日(金)	5日(月)～6日(火) 29日(木)～30日(金)	18日(火)～19日(水)	9日(水)～10日(木)	1日(木)～2日(金) 19日(月)～20日(火)
	鉛	学科 2日	19日(火)～20日(水)			27日(木)～28日(金)		
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	21日(木)	18日(木)	16日(金)	25日(火)	28日(月)	19日(月)
	アーク溶接	学科 2日	6日(水)～7日(木)	3日(水)～4日(木)	7日(水)～8日(木)	5日(水)～6日(木)	9日(水)～10日(木)	7日(水)～8日(木)
		実技 1日	8日(金)	5日(金)	9日(金)	7日(金)	11日(金)	9日(金)
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		17日(水)		12日(水)		5日(月)
	低圧電気	学科 1日	11日(月)	22日(月)	26日(月)	17日(月)	14日(月)	12日(月)
		実技 1日	12日(火)/13日(水)/14日(木)	23日(火)/24日(水)/25日(木)	27日(火)/28日(水)/29日(木)	18日(火)/19日(水)/20日(木)	15日(火)/16日(水)/17日(木)	13日(火)/14日(水)/15日(木)
	高圧・特別高圧	学科 2日	28日(木)～29日(金)	31日(水)～9/1(木)	29日(木)～30日(金)	24日(月)～25日(火)	21日(月)～22日(火)	8日(木)～9日(金)
その他	粉じん	学科 1日	7日(木)			5日(水)		7日(水)
	ダイオキシン	学科 1日		3日(水)			28日(月)	
受験準備	衛生管理者	1種 4日	4日～7日 25日～28日	16日(火)～19日(金)	26日(月)～29日(木)		7日(月)～10日(木)	19日(月)～22日(木)
		2種 3日	4日～6日 25日～27日	16日(火)～18日(木)	26日(月)～28日(水)		7日(月)～9日(水)	19日(月)～21日(水)
		特例 2日	6日～7日 27日～28日	18日(木)～19日(金)	28日(水)～29日(木)		9日(水)～10日(木)	21日(水)～22日(木)
その他	X線作業主任者	学科 2日				20日(木)～21日(金)		
	携帯用丸のご盤	学科・実技 1日	25日(月)		13日(火)		24日(木)	
	職長教育	学科 2日	6/30(木)～1日(金)	1日(月)～2日(火)	5日(月)～6日(火)	3日(月)～4日(火)	1日(火)～2日(水)	5日(月)～6日(火)
	安全衛生推進者	学科 2日	21日(木)～22日(金)	16日(火)～17日(水)	7日(水)～8日(木)	6日(木)～7日(金)	7日(月)～8日(火)	1日(木)～2日(金)
	衛生推進者	学科 1日	27日(水)	31日(水)	30日(金)	26日(水)	29日(火)	22日(木)
	安全管理者選任時研修	学科 2日	28日(木)～29日(金)	29日(月)～30日(火)	27日(火)～28日(水)	20日(木)～21日(金)	21日(月)～22日(火)	8日(木)～9日(金)
	衛生管理者能力向上	学科 2日					28日(月)～29日(火)	
その他	KYT研修	学科 1日	11日(月)	3日(水)	2日(金)	17日(月)	14日(月)	12日(月)

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。

※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。

※ 平成28年4月1日に、(公社)東京労働基準協会連合会と、中央、上野、足立荒川、江戸川、立川、青梅及び三鷹の各地区労働基準協会は統合し、当連合会は本部、各地区労働基準会は支部となっています。本スケジュールは本部の東京安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから
 (公社)東京労働基準協会連合会 東京安全衛生研修センター
 〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1
 TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

通達探しに苦労しない！ 条文からすぐに解釈例規が探せる！

膨大な安全衛生法令と解説情報・資料のデジタル化を実現！
法令管理の労力を飛躍的に軽減させる実務者待望のWEBツールです。

安全衛生セレクション

著者：村木宏吉（労働衛生コンサルタント／元神奈川労働局主任労働衛生専門官）他

年間利用料 1ライセンス 定価 本体90,000円＋税

1 多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理

多岐にわたる関係法令をWEBで一元管理することにより、情報の収集・理解・加工等の労力や改正のチェック漏れなどのリスクが飛躍的に軽減できます。

2 法令の理解と運用を助ける充実のコンテンツ

膨大な法令をカバーするだけでなく、法令改正の概要、法令解説、各種資料、改正前ニュース、FAQ、相談室など、実務をバックアップする充実のコンテンツを備えていますので、法令管理の経験の多寡にかかわらずご利用いただけます。

3 環境マネジメントにおける法令管理に対応

届出・報告・選任・基準値などの法令要求事項を抽出した「法規制登録簿」を登録。
環境マネジメントシステムの中で安全衛生法令を管理しているケースでもスムーズにご利用いただけます。

【商品概要】

コンテンツ	概要
関係条文集	法令の条文から解釈例規が閲覧可能 労働安全衛生法は逐条解説、ケーススタディも掲載
改正情報	各法令の改正内容を解説
改正前ニュース	審議会等改正前のニュースを紹介
通達集	関係法令に関する通達を収録
法規制登録簿	届出・報告・選任・基準値遵守などの法的要求事項のエッセンスを抽出 (ダウンロード可能)
資料集	安全衛生の関係資料を収録（読本『初歩の労働安全衛生法』、キーワード解説 等）
FAQ	安全衛生関係法令に関する、よくある疑問をQ&A形式で提供
メールマガジン	厚生労働省告示情報や労災ニュース等を定期配信（月1回）

商品の詳細は ➡

第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640